

# 工場立地法関係制度について

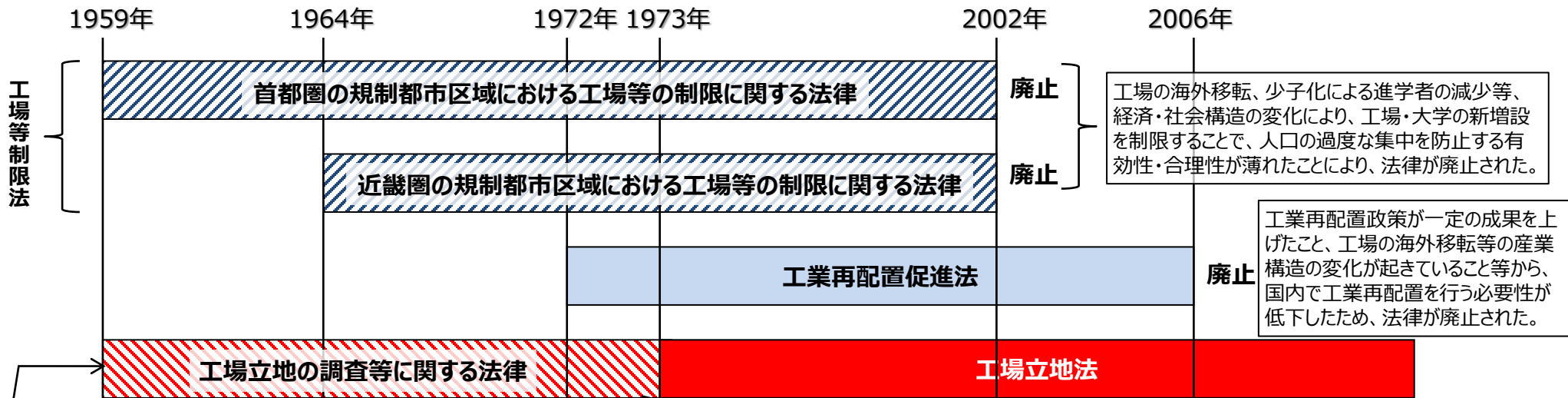
2 0 2 4 年 7 月  
経 済 産 業 省  
地 域 産 業 基 盤 整 備 課

# 1-0. 工場立地法制定の経緯

- 高度成長期に、都市部への産業・人口の過度な集中を防ぐとともに、公害問題等、工場による深刻な環境悪化を阻止するため、工場立地の規制等を図る法律が相次いで制定された。これらの目的で制定された法律は、工場三法と呼ばれ、「工場立地法」、「工業再配置促進法」、「工場等制限法（※）」を指す。

※工場等制限法は、「首都圏の規制都市区域における工場等の制限に関する法律」、「近畿圏の規制都市区域における工場等の制限に関する法律」の2法を指す。

## 【工場三法の制定・廃止の状況】



工場立地の問題が、経済成長の外部条件として重大な意味を有するものとの認識が高まり、国が総合的な工場立地条件を調査し、工場立地に関する指導相談に応ずることを目的に法律が制定。

既設の工業地帯を中心とした公害問題の深刻化により、工場立地が行われようとしている地域住民の不安が増大。工場開発への疑問が強く意識されはじめ、地域環境と産業活動の関係について解決策を講じるため、工場立地に規制を導入するため、工場立地法と改称し、改正が行われた。



【当時の四日市コンビナート】

工場立地に対する反対運動が各地で起こる中、四日市の公害裁判の判決（1972年）において、「企業は工場立地の段階において将来の周辺の環境への与える影響について十分な注意を払う義務がある」との企業の社会的責任が示された。この判決が工場立地法改正のきっかけの一つとなった。

# 1-1. 工場立地法の概要

- 工場立地の段階から周辺的生活環境との調和を保つ基盤（緑地等）を整備し、公害の発生をしにくくする体制を整えさせることにより、早い段階での生活環境の保全を図ることを目的とする。

## 対象工場

- ◆業種： 製造業、電気供給業（水力、地熱、太陽光発電所は除く）、ガス供給業、熱供給業
- ◆規模： 敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築面積 3,000㎡以上

## 届出義務

生産施設面積や緑地の整備状況について、工場が立地している市区町村に対し届出。  
(届出から90日間は着工不可。但し、市区町村の判断で短縮可。)

## 規制の内容

工場立地法が、企業（工場）に対して規制する内容は、主に次の2点となる。

### ◆緑地等の整備に関する規制

工場の敷地面積に、一定規模の緑地等を整備することを義務付ける。

また、工場敷地における緑地の配置状況も規制の対象とされている。

### ◆生産施設の設置制限に関する規制

生産施設の設置面積に対して制限を課している。

敷地面積に占める生産施設面積の割合に対し上限を設定し、かつ、業種によって、上限値に差を設けている。



## 勧告・変更命令 罰則

準則に適合しない場合、是正の勧告を実施。勧告に従わない場合は、変更命令を実施。  
変更命令に違反した場合等に、罰則規定あり。

## 1-2. 工場立地法の手続き

届出義務がかかる工場  
(特定工場)

- ・業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱及び太陽光発電所は除く)
- ・規模：敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築面積 3,000㎡以上

工場新增設等の届出  
(法第6、7、8条)

工場を新設等する際に、生産施設や緑地の面積及び配置状況等について、工場が立地している市区町村長に対し届出をする必要。

届出内容が基準に適合しない場合

勧告  
(法第9条)

市区町村長は、届出があった緑地面積や生産施設面積の敷地面積に対する割合等について準則（勧告する際の判断基準）に適合するか等を判断→適合しない場合には是正の勧告を実施

変更命令  
(法第10条)

勧告を実施しても、その勧告に特定工場が従わない場合等の状況が発生した場合、変更を命令

罰則  
(法第16条等)

変更命令に違反した者等（行政刑罰：懲役6月以下又は罰金50万円以下等）

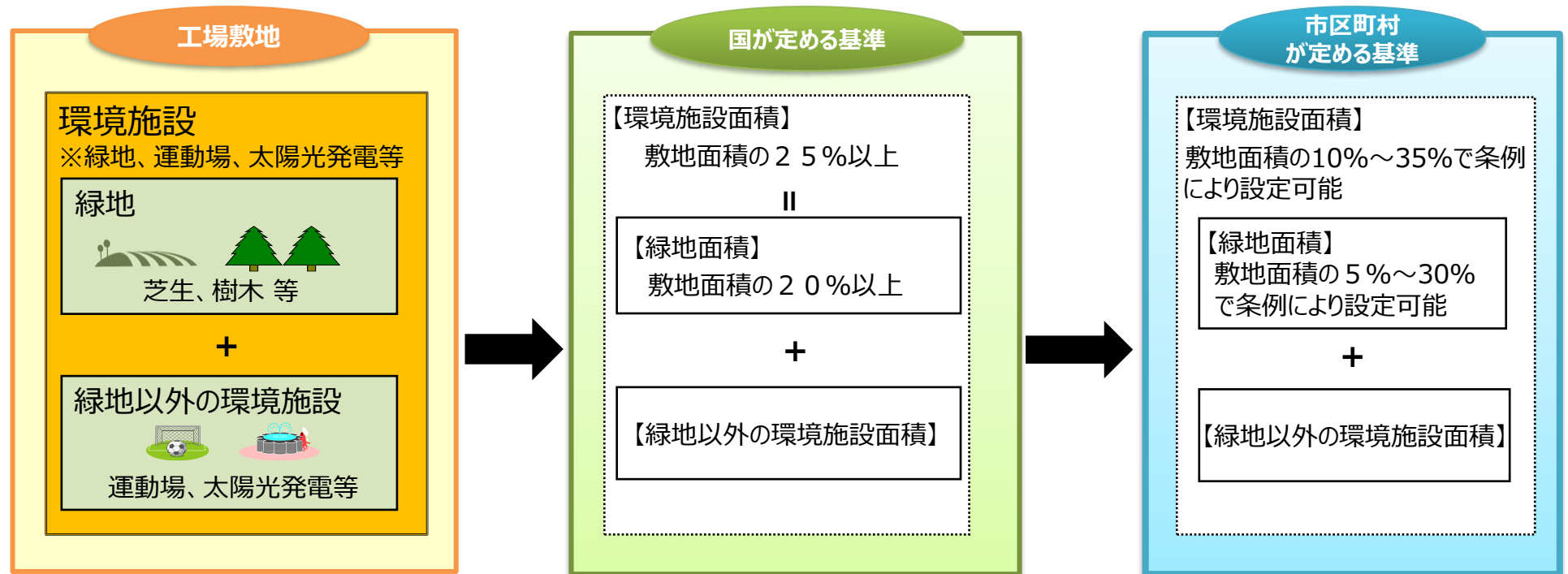
工場新增設等の工事着工  
(法第11条)

届出後、90日間は、新增設等の工事着工が制限される（実施の制限）。  
市区町村の判断により、実施の制限期間を短縮することが可能。

# 1-3. 環境施設（緑地）規制の概要

- 工場立地法では、工場敷地の25%以上に環境施設を整備することを義務付けており、25%のうち20%分については、緑地で整備することを義務付けている。
- なお、環境施設面積率等の数値基準は、市区町村において、地域の実情に応じて、数値基準を変更することが可能であり、具体的には、条例を定めて、数値基準を変更することができる。

## 【環境施設に関する数値基準】



# 1-4. 緑地面積率・環境施設面積率の基準

- 工場立地法では、地域の実情に併せて市区町村が独自に緑地面積率等を定めることができる。
- 市区町村が独自に緑地面積率を設定するには、条例を制定する必要があり、条例制定の根拠法は、工場立地法以外に、地域未来投資促進法、総合特別区域法、東日本大震災特別区域法、国家戦略特別区域法がある。

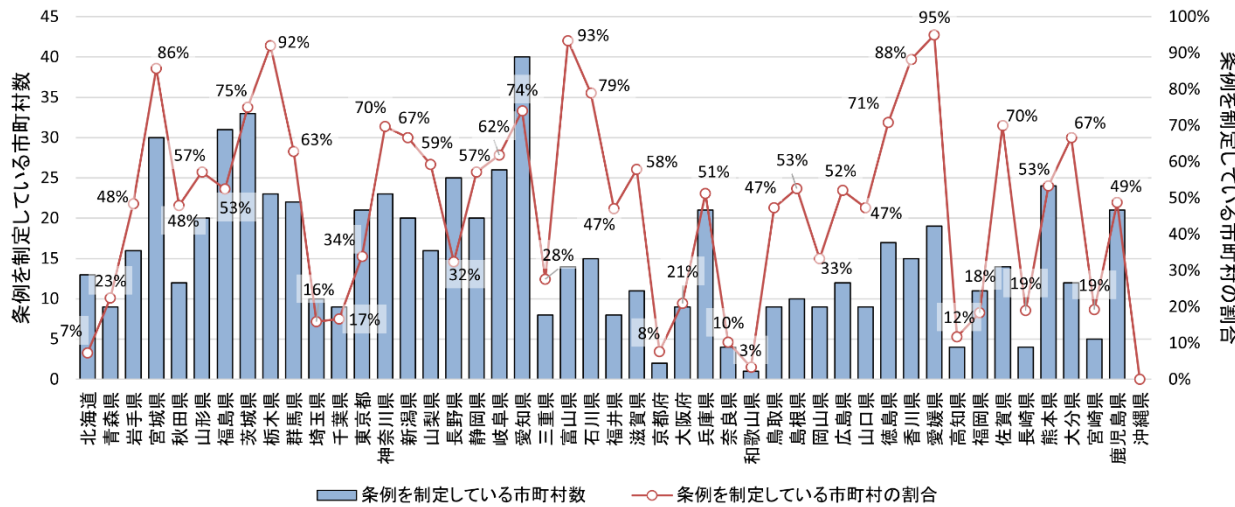
## 【各法律に基づく工場立地法の緩和】

		住居の用に併せて商業等の用に供されている区域	住居の用に併せて工業の用に供されている区域 (準工業地域)	主として工業等の用に供されている区域 (工業地域、工業専用地域)	専ら工業等の一般住民の日常生活の用以外の用に供されている区域 (工業地域、工業専用地域)	区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さい区域
通常の場合	環境施設	25%				
	うち緑地	20%				
工場立地法 市区町村準則	環境施設	25%超～35%	15%～30%	10%～25%未満	—	10%～30%
	うち緑地	20%超～30%	10%～25%	5%～20%未満	—	5%～25%
地域未来投資 促進法	環境施設	—	15%～25%未満	10%～25%未満	1%～15%未満	—
	うち緑地	—	10%～20%未満	5%～20%未満	1%～10%未満	—
総合特別区域法	環境施設	国際戦略総合特別区域内において、条例で独自に緑地面積率等を定めることができる。				
	うち緑地	国際戦略総合特別区域内において、条例で独自に緑地面積率等を定めることができる。				
東日本大震災 復興特別区域法	環境施設	復興産業集積区域内において、条例で独自に緑地面積率等を定めることができる。				
	うち緑地	復興産業集積区域内において、条例で独自に緑地面積率等を定めることができる。				
国家戦略 特別区域法	環境施設	国家戦略特別区域内において、条例で独自に緑地面積率等を定めることができる。				
	うち緑地	国家戦略特別区域内において、条例で独自に緑地面積率等を定めることができる。				

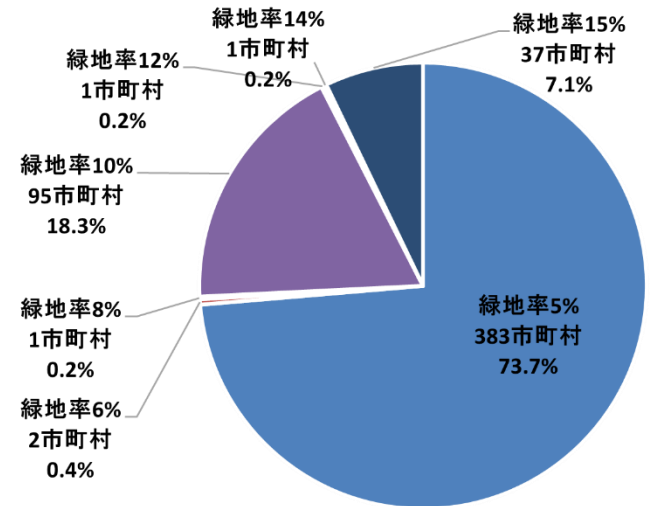
# 1-5. 市区町村における緑地面積率に係る条例制定状況

- 現在、工場立地法や地域未来投資促進法等に基づき、独自の緑地面積率を設置（条例の制定）している市町村は、707市町村となっており、全体の41%。
- 工場立地法に基づく条例を定めた市町村のうち、緑地面積率を最大限引き下げ可能な数値にまで設定した市町村は、条例を制定した市町村の7割超となっている

【都道府県別 管内市区町村の条例制定の状況】



【条例で制定した緑地率の状況】



※工場立地法に基づく条例の制定状況（地域未来投資促進法等に基づくものは含んでいない）

## 1-6. 生産施設規制の概要

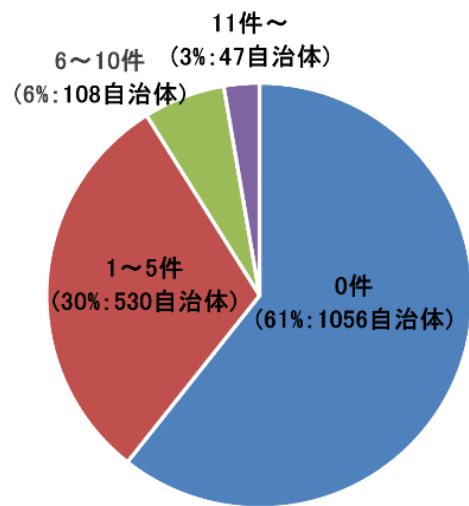
- 生産施設の面積の敷地に対する割合は、業種別に上限を定めている。
- 緑地規制とは異なり、全国一律の規制。

業種の区分		敷地面積に対する 生産施設の面積割合
第1種	アンモニア製造業、尿素製造業、石油製造業、コークス製造業、ボイラ・原動機製造業	30%
第2種	伸鉄業	40%
第3種	窯業・土石製品製造業（※） ※以下の業種を除く： 板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業、人造宝石製造業	45%
第4種	鋼管製造業、電気供給業	50%
第5種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	55%
第6種	高炉による製鉄業、石油製品・石炭製品製造業（※） ※以下の業種を除く：石油精製業、潤滑油・グリース製造業、コークス製造業	60%
第7種	第1種～6種以外の製造業、ガス供給業、熱供給業	65%

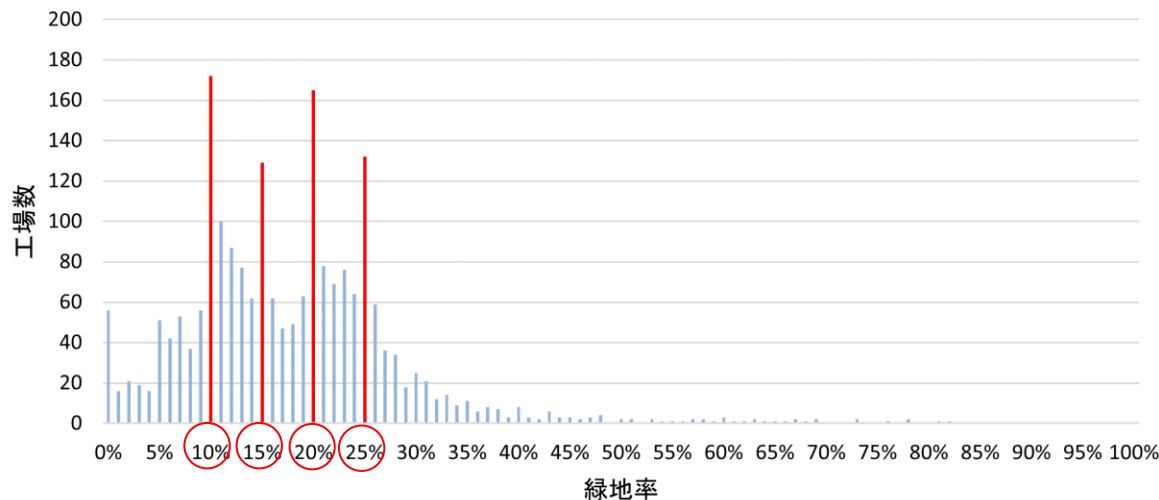
# 1-7. 工場立地法 届出状況

- 届出件数が0件の市区町村は全体の6割。
- 工場の緑地率は、国準則である20%又は25%あるいは、緩和した規制値としてよく設定される10%又は15%に多い。

市区町村別 届出件数の状況



緑地率毎の工場数



市区町村単位では、届出件数0件の市町村が6割となっており、届出のある市町村は偏在している状況。

企業は法令で定めた規制値に応じて緑地を整備している実態が伺える。

(届出件数)

合計	新規届出	変更届出	その他
2,851件	405件	2,082件	364件

## 2-1. 工場適地調査

- 工場適地調査は、工場立地法第2条第1項及び第2項に基づき、工場立地の適正化を図るため、各地域にどのような工場適地があり、その自然条件、立地条件がどのようなものを詳細かつ正確に実地で調査し、その結果を工場立地調査簿に掲載（経産省HPで公開）することで、工場を設置しようとする者の用に供しようとするもの。

### <概要>

- 対象：工業に適した個々の団地で、原則9,000m<sup>2</sup>以上のまとまった土地を、都道府県（都道府県から市町村）に対し、調査。
- 調査時期：毎年9月頃
- 調査結果の公表：3月頃に工場立地調査簿を公表（METI土地ナビに公開）
- 調査項目：所在地、面積、農地転用可否、立地条件、進出希望業種、地目別面積、所有者、団地造成主体、売却価格、工業用水・地下水・上水道等の状況、主要道路・空港・駅・港湾までの距離等

#### ◆工場立地法 (工場立地に関する調査)

**第二条** 経済産業大臣（略）は、あらかじめ、調査の対象、調査の方法その他調査に関する重要事項について産業構造審議会の意見を聴いて、工場適地の調査、工場立地の動向の調査及び工場立地に伴う公害の防止に関する調査を行うものとする。

2 前項の工場適地の調査は、調査をすべき地区内の団地を実地に調査し、並びに当該地区の地形、地質その他の自然条件及び用水事情、輸送条件その他の立地条件に関する資料を収集することにより行なう。

3、4 （略）

## 2-2. METI 土地ナビについて

### METI 土地ナビとは

- ◆ 全国の自治体が把握する工場適地の情報（工場立地調査簿）を掲載
- ◆ インターチェンジなどのアクセスや、工業用水道をはじめとする産業インフラ、自治体の優遇制度などを掲載し、目的別での検索や地図からの検索が可能

### リニューアルポイント

- ◆ ユーザーの利便性、使いやすさを重視し、企業立地に必要な情報が得られやすいよう、ウェブサイトをリニューアル。
  - トップページを新たに作成し、デザインやUIを一新
  - 用地選定に必要な情報（工業用水道の布設の有無、自治体URL等）を検索項目や検索結果に追加
  - 新たな機能を追加（お気に入り登録、比較機能など）
  - 自治体のPRコンテンツを掲載。今後も拡充予定。
  - 名称を「METI土地ナビ」とし、経産省が提供するデータベースであることを明確化。

METI土地ナビ

[https://www.meti.go.jp/policy/local\\_economy/koujourittihou/tekichityousa/guide.html](https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/tekichityousa/guide.html)

# トップページイメージ



## 「METI土地ナビ」とは

METI土地ナビでは、お探しの産業用地に求める条件や、都道府県名、住所などから産業用地を検索することができます。

### point 1

工場立地法に基づく調査結果を踏まえ、産業用地情報をわかりやすく掲載

### point 2

自治体における企業誘致の取り組みや立地企業の声を掲載

### point 3

産業用地整備の進め方やポイントをまとめた自治体担当者向けガイドブックを掲載

## METIご当地ナビ

企業誘致を積極的に進める自治体のおすすめポイントや立地企業の声、産業団地などを紹介したコンテンツを掲載しています。

<p>「花巻を誇んで良かった」。花巻に根を下ろし、花を咲かせ、実を結ぶまで、全力でサポートします。</p> <p><b>岩手県花巻市</b> (PDF形式: 502KB) <a href="#">▶</a></p>	<p>地元企業の発展を支えるとともに、新たなチャレンジを応援しています。</p> <p><b>福島県南相馬市</b> (PDF形式: 479KB) <a href="#">▶</a></p>
<p>新たな魅力ある企業の立地や市内企業の働きやすい環境整備により、若者や子育て世代をはじめ、市民が生き生きと働きます。</p> <p><b>福井県大野市</b> (PDF形式: 487KB) <a href="#">▶</a></p>	<p>首都圏と関西圏の中間に位置する中核市。製造・物流・農業と多彩なビジネスが広がる産業据地。</p> <p><b>愛知県豊橋市</b> (PDF形式: 487KB) <a href="#">▶</a></p>
<p>伊万草ブランドや本市独自の魅力を活用し、企業誘致を推進し進め、地域経済の活性化を図ります。</p> <p><b>佐賀県伊万里市</b> (PDF形式: 378KB) <a href="#">▶</a></p>	

## 自治体担当者のための産業用地整備ガイドブック

経済産業省では、産業用地整備の進め方や関係法令・制度の概要、各地の事例等を取りまとめ、産業用地整備の全体像を把握していただけるよう、ガイドブックを作成しました。

産業立地に関する施策等をまとめたホームページに掲載していますので、関連施策と併せて下記リンクからご参照ください。  
[▶ 産業立地 \(経済産業省ホームページ\)](#)

ウェブサイトの使い方・よくあるご質問

[ウェブサイトの使い方・よくあるご質問](#)

お問い合わせ (地域経済産業グループ 地域産業部 産産課)

[お問い合わせフォーム](#)

最終更新日: 2024年6月27日



# 検索画面イメージ

ホーム ▶ METI土地ナビ ▶ 条件から探す

METI 土地ナビ



ホーム 検索方法 お気に入り よくある質問

## 条件から探す

(注) プルダウン式の検索欄については、プルダウンから選択するだけでなく、数値を直接入力して条件を設定することができます。

(注) 検索条件をすべて入力しなくても検索は可能です。

地域	地域を選択 ▼ > 都道府県を選択 ▼
概要	利用可能面積 (m2) 下限 ~ 上限 売却単価 (円/m2) 下限 ~ 上限  <五地域区分> <input type="checkbox"/> 都市地域 <input type="checkbox"/> 農業地域 <input type="checkbox"/> 森林地域 <input type="checkbox"/> 自然公園地域 <input type="checkbox"/> 自然保全地域 <input type="checkbox"/> 白地地域  都市計画区域 用途地域 分譲可 <input type="checkbox"/> 賃貸可 <input type="checkbox"/>
アクセス	高速道路ICまでの距離 (km) 下限 ~ 上限 空港までの距離 (km) 下限 ~ 上限  港湾までの距離 (km) 下限 ~ 上限 新幹線駅までの距離 (km) 下限 ~ 上限
	検索条件モクリア 検索実行

# 検索結果画面イメージ

## 適地名：江刺フロンティアパークⅡ (岩手県奥州市)



(注) 適地のおおよその位置を示しております。詳細な場所等はお問い合わせください。


### 概要

閉じる

所在地	岩手県奥州市江刺岩谷堂袖山1 4,1-5,1-7,9-1,11-1,11-2,11-11,11-12,11-13,11-14,11-15,11-48,11-49,11-50,11-68,18-1,21-2,22-2,30,40,57,58,59,98-1,98-2,98-3,99-1,99-2,100-1,100-2,101-1,101-2,102-1,103-1,103-2,103-3,103-4,104-1,104-2,105-1,105-2,106-1,106-2,106-3,106-4,108-1,108-3,109-1,109-2,109-3,109-4,111-1,111-2,111-3,111-4,111-5,112-1,112-2,113-1,113-2,114-1,114-2,115,297-2,298,299,300,301,302,303,304 経度：141.18961 緯度：39.223
利用可能面積	- m2
分譲可否	分譲不可
賃貸の可否	賃貸不可
造成状況および土地提供可能年月	造成状況：未造成・造成計画あり（造成中含む） 土地提供可能年月：2024年1月
売却価格	応相談 上限：13800 (円/m <sup>2</sup> ) 下限：12810 (円/m <sup>2</sup> )

# 土地ナビコンテンツ

「METIご当地ナビ」として自治体における企業誘致の取り組みに関する情報を新たに掲載。



**METIご当地ナビ**

**福井県大野市**

新たな魅力ある企業の立地や市内企業の働きやすい環境整備により、若者や子育て世代をはじめ、市民が生き生きと働くまち。

地域経済部 産業政策課  
企業立地推進室

TEL:0779-64-4832  
(平日8:30-17:15)

<https://www.city.ono.fukui.jp>

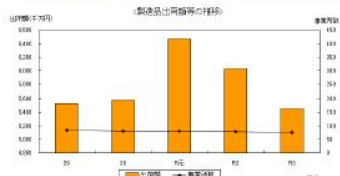
(2024/3/28掲載)

中部縦貫自動車道の県内全線開通、北陸新幹線の福井・敦賀開業などをチャンスと捉え、「稼げる」越前おおのブランドの活用を通じ、市内事業者の「稼ぐ力」と企業価値が向上することにより、自立し、好循環が生まれる地域経済を目指します。



**福井県大野市**  
人口：30,440人（2024年1月現在）  
面積：872.43km<sup>2</sup>  
交通アクセス：  
中部縦貫自動車道 大野IC⇄3.4km

大野市は、織田信長の武将である金森長近が築城した大野城を中心に城下町が広がり、その歴史的な風情やまちなみから、北陸の小京都と呼ばれています。  
また、日本百名山の一つである荒島岳など白山の支脈の山々に囲まれており、清らかな水と豊かな食に恵まれた、歴史、文化、伝統が息づく奥越前の中核都市として発展してきました。



※工業統計調査、経済センサス・活動調査による。

## 大野市を勧める3つのポイント

- ポイント① ★災害に強いまち**  
大野市は地震が発生する確率が低いと評価されており、内陸に位置しているため、津波のリスクもありません。また、降雪地域ですが、除雪体制が整備されているため、企業の運営に影響が出ることはほぼないため、BCPの観点からも注目されています。
- ポイント② ★★中部縦貫自動車道によりアクセス向上！**  
令和8年春(予定)の中部縦貫自動車道の福井県内全線開通により、中京圏・関東圏などへのアクセスが向上します。さらに、県内区間は全線無料です！
- ポイント③ ★★★★★最大6億円の企業立地助成制度**  
工場等の建設や用地取得などに対して手厚い助成制度があります。大野市の支援制度に加え、福井県の支援制度なども併用可能です。

## 立地企業の声

**株式会社モンベル**  
※富田産業団地に進出  
令和5年3月操業開始

中部縦貫自動車道が全線開通すれば、中京圏・首都圏へのアクセスが良好となるため、当社の国内2か所目の物流センターを大野市に立地しました。  
大野市は、自然豊かさが企業イメージにも合致しておりました。また、子育てのしやすさなど、住環境の良さも大きな魅力の一つです。



(今後進出の企業へ一言)  
令和5年4月の一部開通(大野・勝原間)により、商品搬送の時間が短縮していることから、今後の全線開通の際には全国への搬送がさらに便利になると期待しており、流通面での効率化が見込まれます。  
また、災害も少ないため、利便性と安全性に優れていると思います。

## 主な団地紹介

### 大野市富田産業団地 [詳細はこちら](#)

規模：団地総面積 約17ha  
交通アクセス：中部縦貫自動車道  
荒島IC⇄1.6km  
分譲実績：約4.3ha  
販売中物件数：4区画(約7.6ha)

中部縦貫自動車道荒島ICから1.6km(車で5分)と交通アクセスの良い産業団地です。  
また、分譲価格は5,600~6,000円/㎡と「安〜い♡」価格で分譲中です。



テレビ通販事業などを手掛ける「湘夢グループ」と大野市のコラボ動画【企業誘致動画】

他団地概要>	規模	交通アクセス	
中野工業団地	約4.6ha	中部縦貫自動車道大野IC⇄4km	<a href="#">詳細はこちら</a>
春日野工業団地	約1.9ha	中部縦貫自動車道大野IC⇄6km	

## 自治体担当者から立地検討企業の皆様へ

地域経済部 産業政策課 企業立地推進室

是非一度視察にお越しく下さい。大野市のご案内もいたしますのでお気軽にご連絡ください。

最大6億円の企業立地助成制度をはじめ、勤労で優れた人材、地震・風水害のリスクが少ない安全な立地環境など、本市の優れた企業立地環境についてお知らせいただき、ぜひ新しい企業・工場等の立地の場として、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

**大野市企業立地のご案内**  
<https://www.city.ono.fukui.jp/sangeyo/kigyo-yuchi/kogvodanchi.html>



## 3-1. 工場立地法に基づく調査について（工場立地動向調査）

- 工場立地動向調査は、工場立地が適正に行われるようにするための基本的な取組として、工場立地法第2条第1項及び第3項に基づき実施。
- 国が工場立地の現状を把握するとともに、関係者への正確な情報提供を通じて、工場立地の適正化に寄与することを目的とするもの。

### <概要>

- 調査対象者：製造業、電気業（水力・地熱・太陽光発電所を除く。）、ガス業、熱供給業を営む者で、その工場又は研究所を建設する目的で、調査対象期間内に1,000㎡以上の用地を取得した者
- 調査対象期間：毎年1月1日～12月31日※昭和42年（1967年）から実施。
- 調査結果の公表：翌年の5月末に公表
- 調査項目：立地地点、敷地面積、建築面積、用地取得年月、設備投資額、選定理由 等

#### ◆工場立地法 （工場立地に関する調査）

第二条 経済産業大臣（略）は、あらかじめ、調査の対象、調査の方法その他調査に関する重要事項について産業構造審議会の意見を聴いて、工場適地の調査、工場立地の動向の調査及び工場立地に伴う公害の防止に関する調査を行うものとする。

2 （略）

3 第一項の工場立地の動向の調査は、製造業（物品の加工修理業を含む。以下同じ。）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業（以下「製造業等」という。）を営む者（以下「事業者」という。）の主要な工場又は事業場の設置の状況及びその設置に関する長期の見通しを個別に調査することにより行なう。

4 （略）

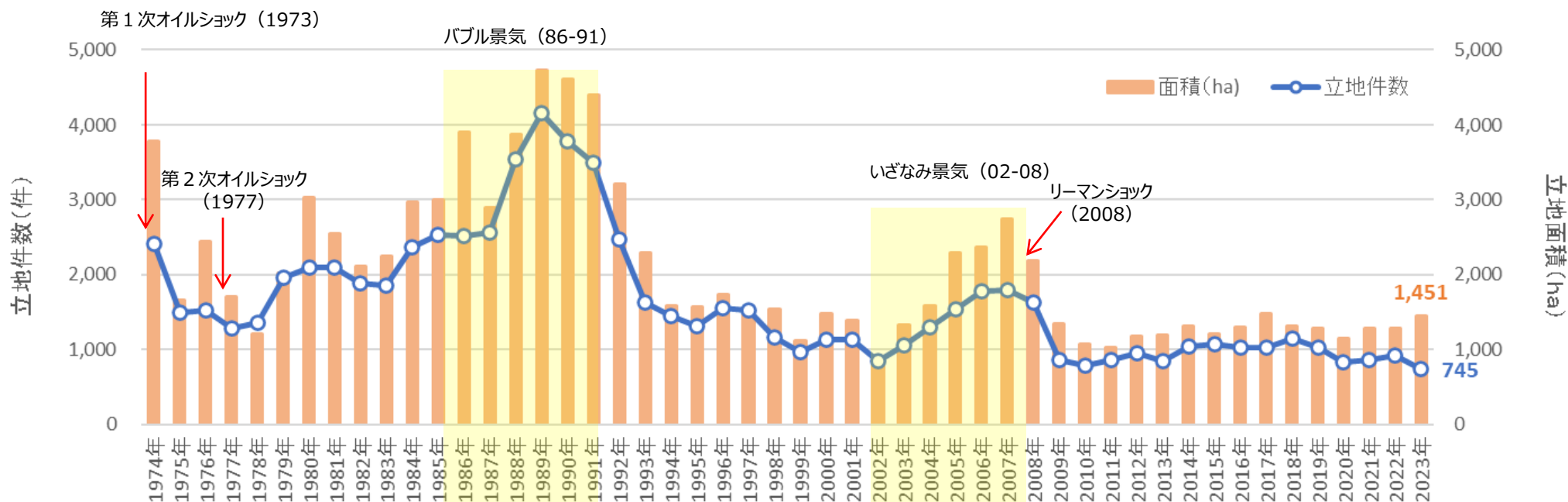
### 工場立地動向調査

<https://www.meti.go.jp/statistics/tii/ritti/index.html>

## 3-2. 工場立地動向調査（工場立地件数・面積の推移）

- 2023年の立地件数は745件、立地面積は1,451ha。
- 近年は、工場立地件数は1,000件前後、立地面積は1,300ha前後で推移。
- 立地件数・面積とも、バブル景気時の1989年がピークであり、現在は、件数・面積ともにピーク時の4分の1程度。

### ■ 工場立地件数・面積の推移（1974年～2023年）



※1 2002年からは、日本標準産業分類の改訂により、対象から新聞業・印刷業を除外して集計。

※2 2012年からは、対象から太陽光発電施設を除外して集計。

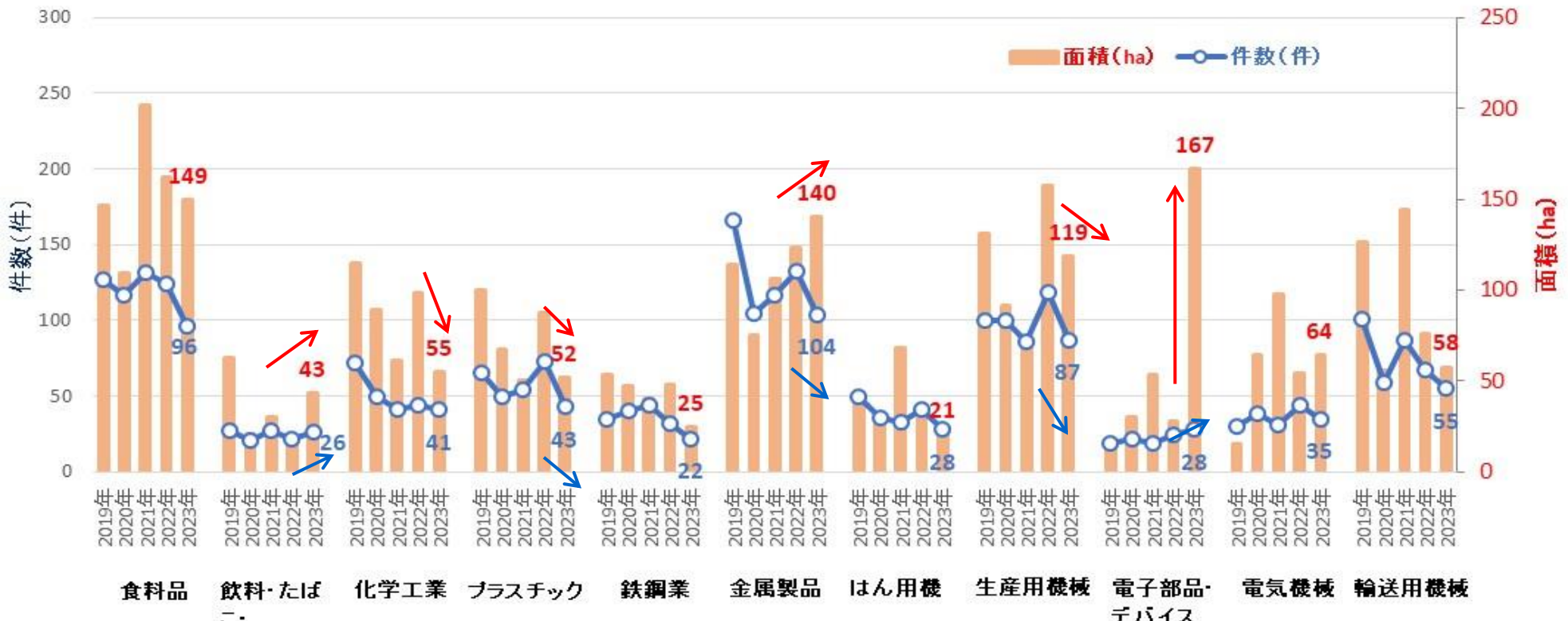
※3 2018年以降は、企業から調査票の回答がなかったもののうち、行政が保有する情報で工場敷地面積等を把握できたものを含む。

※4 2023年の調査に当たっては、新潟県、富山県、石川県及び福井県の「令和6年能登半島地震」に係る災害救助法が適用される市町村に調査票送付先が所在する事業所（約70件）について調査を延期しており、後日実施の上再集計する予定。

### 3-3. 工場立地動向調査（主要業種別の立地動向）

- 立地件数について、電子部品・デバイス、飲料・たばこ・飼料が増加。生産用機械、プラスチック、金属製品等が減少。
- 立地面積について、電子部品・デバイス、飲料・たばこ・飼料、金属製品等が増加。化学工業、生産用機械、プラスチック等が減少。

#### ■ 主要業種別の立地動向（2019年～2023年） （立地件数・面積の推移）

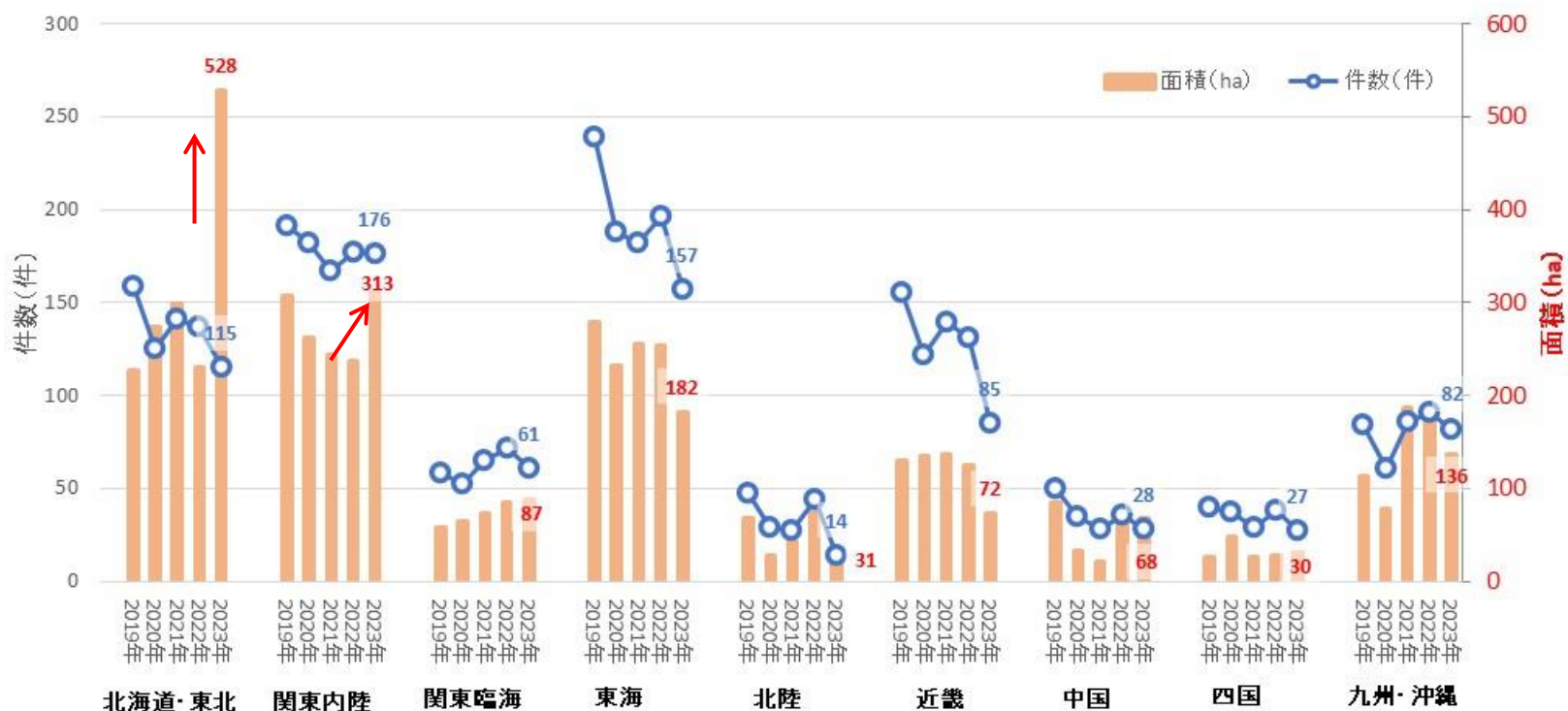


※4 2023年の調査に当たっては、新潟県、富山県、石川県及び福井県の「令和6年能登半島地震」に係る災害救助法が適用される市町村に調査票送付先が所在する事業所（約70件）について調査を延期しており、後日実施の上再集計する予定。

### 3-4. 工場立地動向調査（地域別の立地状況）

- 立地件数は、前年と比較して、全ての地域で減少した。
- 立地面積は、前年と比較して、北海道・東北、関東内陸地域等で増加。東海、近畿、中国、九州・沖縄地域で減少した。

#### ■ 地域別の立地件数・面積推移（2019年～2023年）



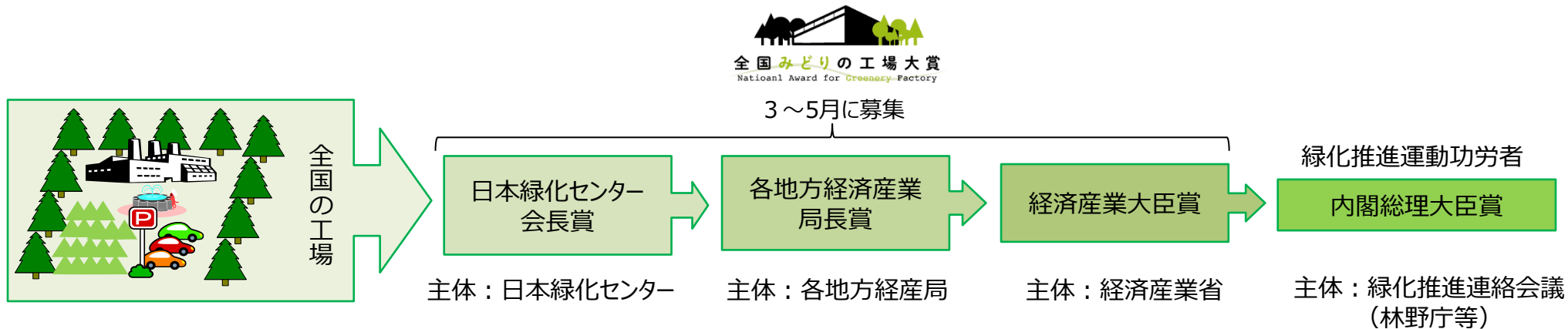
※ 1 統計法に基づく情報保護の観点から、秘匿処理を行っている都道府県の面積は除く。

※ 2 2023年の調査に当たっては、新潟県、富山県、石川県及び福井県の「令和6年能登半島地震」に係る災害救助法が適用される市町村に調査票送付先が所在する事業所（約70件）について調査を延期しており、後日実施の上再集計する予定。

## 4-1. 緑化優良工場等表彰について（全国みどりの工場大賞）

- 緑化優良工場等表彰（通称「全国みどりの工場大賞」）は、工場立地と周辺地域の調和という工場立地法の精神を踏まえ、工場緑化を積極的に推進し、工場内外の環境の向上に顕著な功績のあった工場等を表彰することにより、工場緑化の一層の推進を図ることを目的に1982年より実施。
- 表彰は、日本緑化センター会長賞、地方経済産業局長賞、経済産業大臣賞、内閣総理大臣賞と段階的に受賞が進んでいく仕組み。

### 【表彰制度のイメージ】



## 4-2. 工場緑化に関する表彰制度について（実績）

令和5年度経済産業大臣表彰 受賞工場

### 大口酒造株式会社 第2蒸溜所（鹿児島県 伊佐市）

- ・山林・田園といった周辺環境に調和させ、威圧感を与えないよう配慮。
- ・畜産リサイクルの構築（焼酎粕を豚の飼料に活用等）のほか、地域の歴史や環境活動を紹介する施設を新設、地域交流の場を提供。



### ミネバアミツミ株式会社 浜松工場（静岡県 袋井市）

- ・近隣と連続した樹林、芝生や生け垣等、様々な緑地をバランス良く配置。
- ・顧客のCO2の削減に寄与する製品開発など、自社能力を活かした環境貢献の取組。



令和6年内閣総理大臣表彰 受賞工場

### 三和酒類株式会社 安心院葡萄酒工房（大分県宇佐市）

- ・「社の中のワイナリー」をコンセプトに周辺環境との調和を図った緑化の推進。
- ・自社イベント「新酒祭」では、施設内のあずま屋横の広場や雑木林を活用したジャズコンサートやトークショーを行い、地域に根ざしたイベントの実施。



## 4-3. 緑化優良工場表彰（「全国みどりの工場大賞」）の仕組み

- 「全国みどりの工場大賞」は、都道府県から推薦を受けた工場を審査、表彰しています。

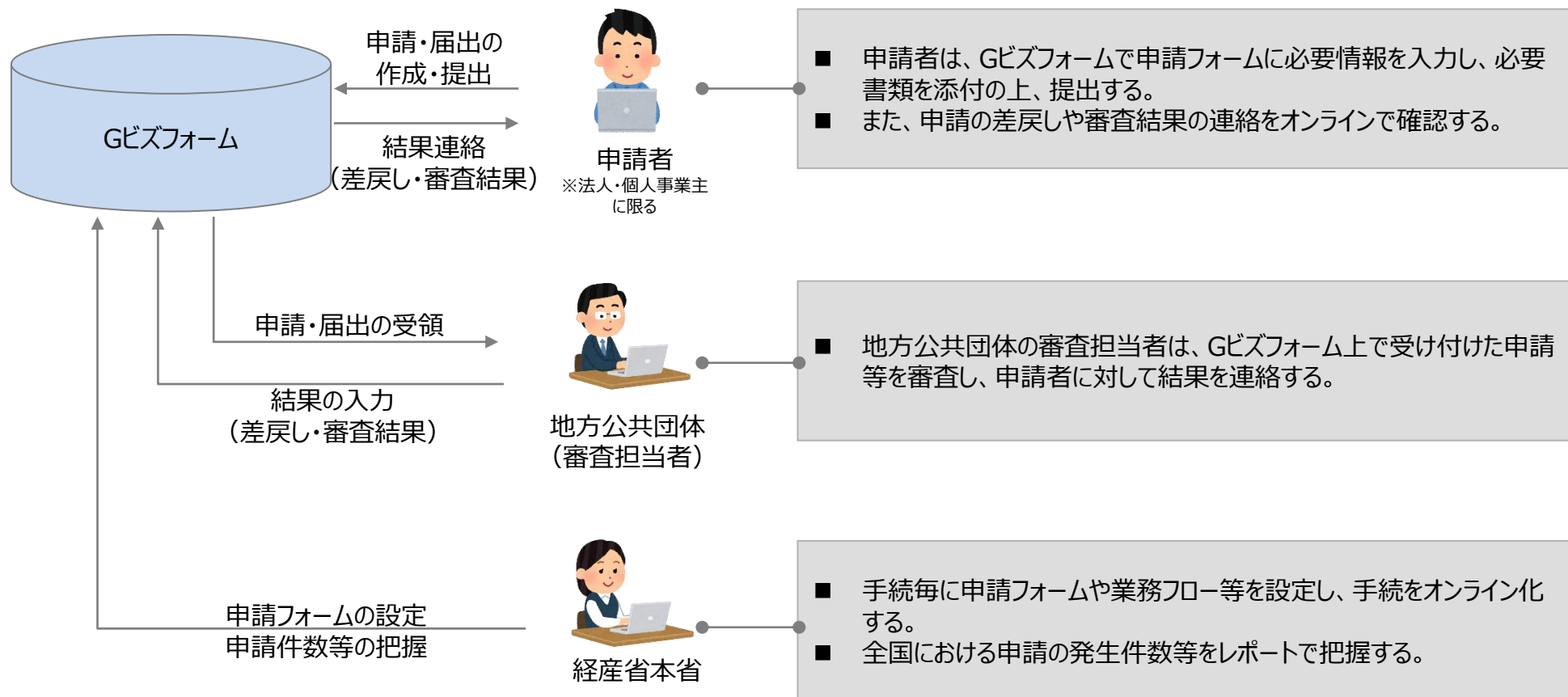
### 【緑化優良工場 経済産業大臣賞決定の流れ】

3月上旬	「全国みどりの工場大賞」の募集開始（企業からの自薦募集開始） 経済産業省ホームページ（※2024年分は募集を終了しております。） <a href="https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/ryokukahyousyou/ryokukahyousyoubosyu_r6.html">https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/ryokukahyousyou/ryokukahyousyoubosyu_r6.html</a>
5月中旬	企業からの自薦募集の締め切り
8月～	経産省内での審査（現地審査等）
10月中旬	有識者選考委員会の開催（日本緑化センター内に委員会を設置）
10月 ～1月	選考委員会の推薦を踏まえ、表彰工場を決定（経産省）
1月末	工場緑化推進全国大会開催（授賞式）

## 5-1. 工場立地法自治事務手続のオンライン化について

- Gビズフォームにおいて自治事務手続をオンライン化した場合、申請者は各種申請書類をオンライン上で提出することが可能となる。
- また、地方公共団体においても、申請書類の受領や審査をオンライン上で実施することができ、審査結果に関してもオンライン上で回答※することを想定している。

※システム上では結果連絡のみを想定



# gBizFORM Gビズフォーム



<https://form.gbiz.go.jp>

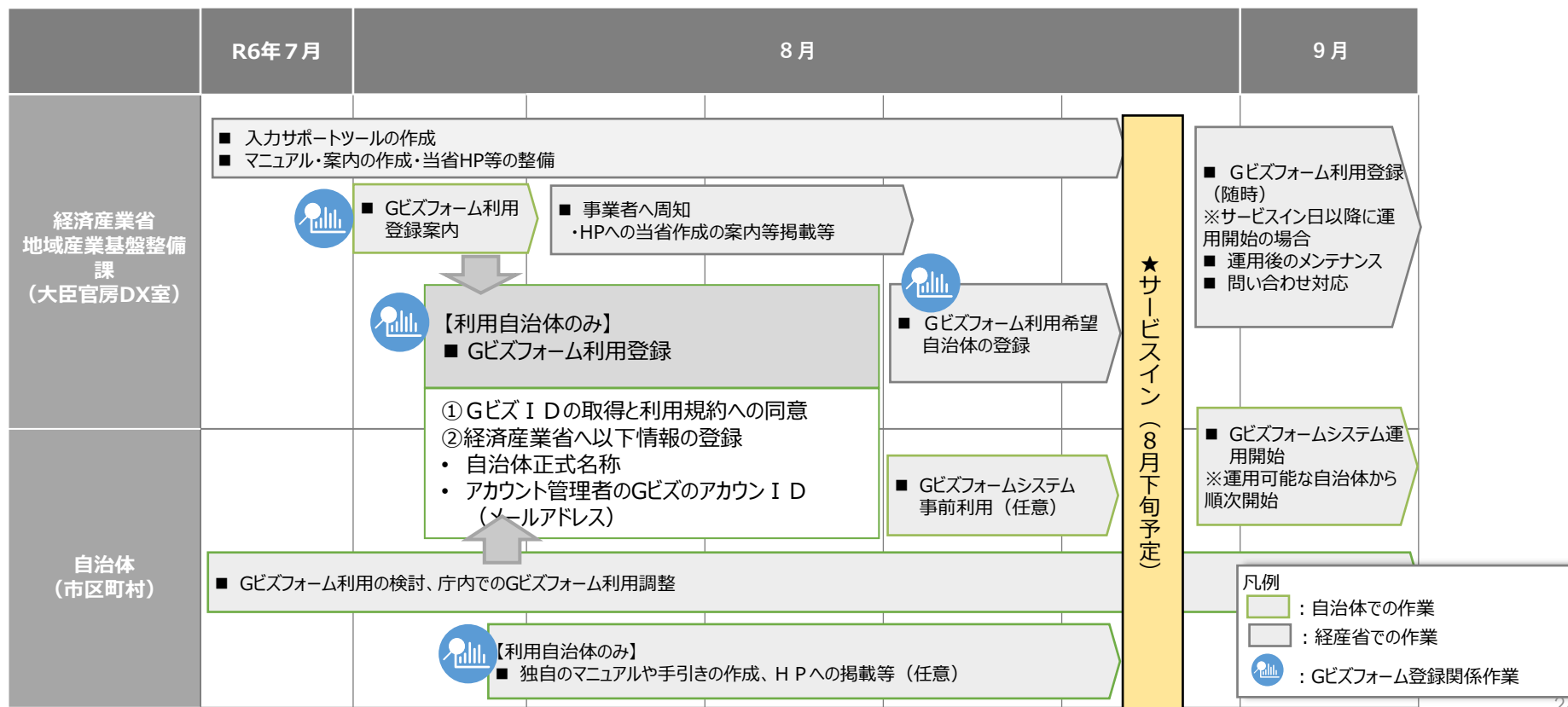


- ローコードツール(MS社製)を活用した、経産省オンライン手続プラットフォーム
- 申請者が手続の提出や結果確認をする**申請者サイト**と、審査者が申請の受付や差戻しができる**審査者サイト**がある。
- 申請者、審査者ともにログイン認証には**GビズID**※を利用

※法人・個人事業主向け共通認証基盤（デジタル庁運用）

## 5-2. G Bizフォーム サービスインに向けたスケジュール（予定）

- 利用希望の場合は、各自治体にてG Biz IDの取得と利用規約への同意の上、経済産業省地域産業基盤整備課にて利用登録をお願いします。
- 基本マニュアル、HP掲載用の案内等は後日送付予定です。



# 工場立地法 お問い合わせ先

担当課	連絡先	管轄する都道府県等
北海道経済産業局 産業部産業振興課	TEL : 011-736-9625 bzl-hokkaido-ritti@meti.go.jp	北海道
東北経済産業局 地域経済部企業成長支援課	TEL : 022-221-4807 bzl-thk-ritti@meti.go.jp	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東経済産業局 地域経済部企業立地支援課	TEL : 048-600-0269 bzl-kanto-ricchi@meti.go.jp	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡
中部経済産業局 地域経済部地域振興・人材政策課	TEL : 052-951-8457 bzl-tiikishinkouka-gyoumu@meti.go.jp	愛知、岐阜、三重
中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 地域経済産業課	TEL : 076-432-5518 bzl-hokuriku@meti.go.jp	富山、石川
近畿経済産業局 産業部産業課産業振興室	TEL : 06-6966-6021 bzl-kin-ritti.kousui@meti.go.jp	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局 産業部産業振興課	TEL : 082-224-5638 bzl-cgk-sannshinn@meti.go.jp	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国経済産業局 産業部産業振興課	TEL : 087-811-8523 bzl-shikoku-ritti@meti.go.jp	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局 産業部産業課	TEL : 092-482-5485 bzl-ritchi-kyushu@meti.go.jp	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部企画振興課	TEL : 098-866-1727 bzl-kikakushinkouka@meti.go.jp	沖縄
経済産業省経済産業政策局 地域産業基盤整備課	TEL : 03-3501-1511 (内線2781~2786) bzl-koujourittihou@meti.go.jp	(制度全般)